

(災害により休業している会社の判定)

[Q19] 評価対象法人が特定非常災害の影響で休業している場合には、休業中の会社に該当するのですか。

[A]

評価通達 189((特定の評価会社の株式))(5)に定める「休業中の会社」とは、課税時期において相当長期間にわたって休業中である会社をいいますので、特定非常災害の影響で一時的に休業していても、近く事業が再開されるような場合はこれに該当しません。

(注) 特定非常災害以外の災害により被災した場合においても、この取扱いに準じて評価することとなります。

【関係法令等】

評価通達 189、189-5